

## 手続手法について

### 「登録」に該当する方の手続

登録に該当する方は「一般用電気工作物の工事を行い」「建設業を取得していない」方です。

#### 登録に必要な要件

---

登録を行うためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 一般用電気工事を行う営業所ごとに、主任電気工事を1名選任すること

主任電気工事士に選任することができるのは次の方です。

(複数の営業所を兼務することはできません)

1. 第一種電気工事士免状を取得している方
  2. 第二種電気工事士免状を取得後、3年以上の実務経験を有し、それを証明できる方
- 事業者・法人役員・主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと

- 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

### **一般用電気工作物の工事だけしか行わない場合**

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計

### **自家用電気工作物の工事を行う場合**

上記に加えて、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）、絶縁耐力試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）

## **届出（みなし登録）に該当する方の手続き**

届出に該当する方は「一般用電気工作物の工事を行い」「建設業を取得している」方です。

### **届出に必要な要件**

---

届出を行うためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 一般用電気工事を行う営業所ごとに、主任電気工事を1名選任すること

主任電気工事士に選任することができるのは次の方です。

(複数の営業所を兼務することはできません)

1. 第一種電気工事士免状を取得している方
2. 第二種電気工事士免状を取得後、3年以上の実務経験を有し、それを証明できる方

- 事業者・法人役員・主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと
- 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

### **一般用電気工作物の工事だけしか行わない場合**

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計

### **自家用電気工作物の工事を行う場合**

上記に加えて、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）、絶縁耐力試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）

## 通知に該当する方の手続き

通知に該当する方は「自家用電気工作物の工事のみを行い」「建設業を取得していない」方です。

## 通知に必要な要件

---

通知を行うためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ・ 事業者・法人役員が登録拒否要件に該当しないこと
- ・ 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること
- ・ 自家用電気工作物の工事を行うことができる方がいること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計、  
低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置（借用・計測依頼で対応

することも可)、絶縁耐力試験装置(借用・計測依頼で対応することも可)

## みなし通知に該当する方の手続き

みなし通知に該当する方は「自家用電気工作物の工事のみを行い」「建設業を取得している」方です。

### みなし通知に必要な要件

---

みなし通知を行うためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 事業者・法人役員が登録拒否要件に該当しないこと
- 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること
- 自家用電気工作物の工事を行うことができる方がいること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計、  
低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置(借用・計測依頼で対応

することも可)、絶縁耐力試験装置(借用・計測依頼で対応することも可)

## 電気工事業を行うためにはどのような手続きが必要?

電気工事業を行うための手続きは、工事を行う範囲(工事の種類)と建設業許可の有無によって申請区分が異なります。どの手続きを行うかは、「一般用電気工作物の工事を行うのか?」ということと、「建設業許可を持っているか?」の2点で決まります。

建設業許可については、県土整備部建設業課にお問い合わせください。

電気工事業の手続区分表

電気工事業の手続区分表		
区 分	建設業許可を持っていない	建設業許可を持っている

一般用電気工作物の工事を 行う	登録	届出（みなし登録）
一般用電気工作物の工事を 行わない	通知	みなし通知

## どこに手続きを行えばいいの？

---

手続き先は「どこに（電気工事を）行う）営業所を設置するか」によって異なります。申請者の住所地とは異なりますので御注意ください。

営業所が1つの都道府県内のみ・・・営業所住所地の都道府県知事

営業所が複数の都道府県にまたがる・・・国

\* 埼玉県に手続きを行う方は埼玉県内のみ営業所がある方です。

## 手続き区分が変更になった場合は？

---

手続き区分が変更になった場合は、新たに手続きを行う必要があります。次のケースはその例です。

- 登録事業者が新たに建設業許可を取得した場合：新たに届出を行う必要があります。
- 届出事業者が建設業許可を失った場合：新たに登録を行う必要があります。
- 通知事業者が一般用電気工作物の工事を追加する場合：新たに登録を行う必要があります。
- 

## 登録に該当する方の手続き

登録に該当する方は「一般用電気工作物の工事を行い」「建設業を取得していない」方です。

## 登録に必要な要件

---

登録を行うためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 一般用電気工事を行う営業所ごとに、主任電気工事を1名選任すること



主任電気工事士に選任することができるのは次の方です。

(複数の営業所を兼務することはできません)

**1. 第一種電気工事士免状を取得している方**

**2. 第二種電気工事士免状を取得後、3年以上の実務経験を有し、それを証明できる方**

- 事業者・法人役員・主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと
- 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

**一般用電気工作物の工事だけしか行わない場合**

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計

**自家用電気工作物の工事を行う場合**

上記に加えて、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）、絶縁耐力試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）

## 届出（みなし登録）に該当する方の手続き

届出に該当する方は「一般用電気工作物の工事を行い」「建設業を取得している」方です。

### 届出に必要な要件

---

届出を行うためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 一般用電気工事を行う営業所ごとに、主任電気工事を1名選任すること

主任電気工事士に選任することができるのは次の方です。

（複数の営業所を兼務することはできません）

1. 第一種電気工事士免状を取得している方
  2. 第二種電気工事士免状を取得後、3年以上の実務経験を有し、それを証明できる方
- 事業者・法人役員・主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと
  - 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

### **一般用電気工作物の工事だけしか行わない場合**

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計

### **自家用電気工作物の工事を行う場合**

上記に加えて、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）、絶縁耐力試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）

## **通知に該当する方の手続き**

通知に該当する方は「自家用電気工作物の工事のみを行い」「建設業を取得していない」方です。

### **通知に必要な要件**

---

通知を行うためには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 事業者・法人役員が登録拒否要件に該当しないこと

- 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること
- 自家用電気工作物の工事を行うことができる方がいること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計、  
低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置（借用・計測依頼で対応  
することも可）、絶縁耐力試験装置（借用・計測依頼で対応するこ  
とも可

## みなし通知に該当する方の手続き

みなし通知に該当する方は「自家用電気工作物の工事のみを行  
い」「建設業を取得している」方です。

## みなし通知に必要な要件

---

みなし通知を行うためには、次のすべての要件を満たしていること  
が必要です。

- 事業者・法人役員が登録拒否要件に該当しないこと
- 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること

- 自家用電気工作物の工事を行うことができる方がいること

備え付けが義務づけられている検査器具は次のとおりです。

絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定できる回路計、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）、絶縁耐力試験装置（借用・計測依頼で対応することも可）